千代田区保育士奨学金返済支援事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、奨学金を利用して保育士資格を取得し、千代田区（以下「区」という。）が区内の保育施設等に勤務する常勤の保育士に対し、当該奨学金の返済に係る費用の一部を予算の範囲内で補助することについて必要な事項を定め、もって、区内の保育施設等における保育士の確保・定着を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　保育施設等　子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例第２条第４号に定める保育等施設を定める規則（平成 27 年千代田区規則第 18 号）に定める保育等施設のうち、区立施設を除くものをいう。

（２）　保育士　児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 18 条の４に規定する保育士をいう。

（３）　常勤の保育士　次に掲げる全ての要件を満たした保育士をいう。

ア　労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号）第５条第１項第１号の３の規定により明示された就業の場所が保育施設等であり、かつ、従事すべき業務が保育であること。

イ　保育施設等を運営する事業者と１年以上の期間（期間の定めのないものを含む。）の労働契約を結んでいる者であって、当該保育施設等において１日６時間以上かつ月 20 日以上常態的に継続して勤務し、保育施設等を適用事業所とする社会保険の被保険者であること。

（４）　奨学金　保育士資格を得るために指定保育士養成施設（児童福祉法第 18 条の６第１号に規定する都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設をいう。以下同じ。）の就学時又は在学期間中の学費に充てることを主な目的として、これらに就学する者が自己の名義で借り受けた資金のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

ア　別表に定めるもの

イ　ア以外の資金、奨学金等で、公の出資等により貸し付けされており、別表に掲げた貸付けに準ずると千代田区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が認めたもの

（補助対象者）

第３条　この要綱に基づく補助の対象となる者は、次の各号の全ての要件を満たす者とする。

（１）　児童福祉法第 18 条の６第１号に該当し、奨学金を利用して指定保育士養成施設を

卒業した者
（２）　同一の事業者が運営する区内の保育施設等で保育士として継続して勤務している者
（３）　自ら奨学金を返済している者
（４）　この要綱による補助を受けたことがない者
（５）　補助金の交付を受けようとする期間において、奨学金に関しこの要綱以外の類似の補助制度（勤務している保育事業者の制度を含む。）の補助を受けていない者

（補助対象期間）

第４条　補助対象期間の始期は、補助対象者が区内の保育施設等において保育従事者として勤務を開始した月又は第６条第１項の申請をした日の属する年度の当初月のいずれか後の月とする。

２　補助対象期間の終期は、補助対象者が奨学金を完済した月又は第６条第１項の申請をした日の属する年度の当初月から10年度間（120ヶ月）のいずれか先の月とする。

（補助対象経費及び補助額）

第５条　補助対象経費は、区内の保育施設等において保育業務に従事している間の奨学金の返済費用（自ら返済するものに限る。遅延利息、振込手数料は除く。）とし、補助額は、次条第２項の規定により補助金交付決定を受けた者本人が返済した額とし、月額２万円、１の年度につき 24 万円を限度とする。

２　補助金は、次条第２項の補助金交付決定を受けた者が各年度の前期（４月から９月まで。以下同じ。）又は後期（10月から３月まで。以下同じ。）の各期末日まで区内の保育施設等で保育士として勤務した場合に当該期分を交付するものとし、各期途中で退職した場合は当該期分を交付しない。

（補助金交付申請及び交付決定）

第６条　補助金の交付を受けようとする者は、別に教育長が定める期日までに、千代田区保育士奨学金返済支援事業補助金交付申請書（第１号様式）に次の資料を添付し、教育長に提出するものとする。
（１）　雇用証明書（第２号様式）
（２）　奨学金の貸与機関の発行する奨学金の貸与証明書又は教育長がこれに代わるものと認めた書類
（３）　保育士証の写し

２　教育長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、補助を適当と認めたときは、千代田区保育士奨学金返済支援事業補助金交付決定通知書（第３号様式）により申請者に通知する。

３　教育長は、前項の規定による補助金交付決定にあたり、必要な条件を付すことができる。

（実績報告及び請求）

第７条　前条第２項の規定により補助金交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）

は、別に千代田区長（以下「区長」という。）が定める期日までに、千代田区保育士奨学金返済支援事業補助金実績報告書兼交付請求書（第４号様式）に、次に掲げる書類を添付し、区長に提出しなければならない。

（１）　交付請求の対象となる前期又は後期の期間中に交付決定者本人が奨学金を返済したことを客観的に確認できる書類（交付決定者本人名義の通帳の写し等をいう。次項において同じ。）

（２）　雇用証明書（第２号様式）

２　交付決定者は、補助対象期間中に産前産後休業、介護休業、育児休業又は勤務先の事業者が認める休業制度により休職したときは、復職後最初の交付申請の際に、当該休職期間中の補助金額を合算して区長に請求するものとする。その際には、当該休職期間中に交付決定者本人が奨学金を返済したことを客観的に確認できる書類を添付しなければならない。

（補助金額の確定及び支払）

第８条　区長は、前条第１項の規定により補助金の交付請求があったときは、その内容を審査し、当該期分の補助金額を確定し、千代田区保育士奨学金返済支援事業補助金確定通知書（第５号様式）により当該交付決定者に通知する。

２　区長は、前項の通知後、速やかに補助金の支払いを行う。

（交付決定者の責務）

第９条　交付決定者は、区内の保育施設等の保育の質の向上のため自己研鑽に努めるとともに、労働契約期間（第２条第３号イの労働契約の期間をいう。）の中途で退職しないよう及び当該労働契約期間後も区内の保育施設等において保育士として勤務するよう努めなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第 10 条　教育長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）　偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。

（２）　第３条の補助対象者としての要件を満たさなくなったとき。

（３）　第７条第１項の期日を著しく超過して、補助金の交付請求を行ったとき。ただし、やむを得ない理由によるものと教育長が認めた場合を除く。

（４）　補助金交付決定の内容（第６条第３項の規定により付した条件を含む。）又は法令若しくは千代田区補助金等交付規則（昭和 48 年千代田区規則第 15 号。以下「規則」という。）に基づく命令に違反したとき。

２　教育長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、千代田区保育士奨学金返済支援事業補助金交付決定取消通知書（第６号様式）により当該交付決定者に通知するものとする。

３　区長は、教育長が第１項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した

場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、千代田区保育士奨学金返済支援事業補助金返還請求書（第７号様式）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（違約加算金及び延滞金）

第 11 条　前条第３項の規定により補助金の返還を命ぜられた交付決定者は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

２　前条第３項の規定により補助金の返還を命ぜられた交付決定者は、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

３　前２項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。

（変更の届出）

第 12 条　交付決定者は、第６条第１項の補助金交付申請の内容に変更が生じたときは、千代田区保育士奨学金返済支援事業補助金申請内容変更届出書（第８号様式）を教育長に届け出なければならない。

（規則の適用）

第 13 条　補助金の交付に関し必要な事項については、規則の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによる。

（その他）

第 14 条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、子ども部長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成30年４月１日から適用する。

別表（第２条関係）

名称等
生活福祉資金貸付制度・教育支援資金（教育支援費・就学支度金）
東京都母子及び父子福祉資金（修学資金・就学支度資金）
東京都育英資金
日本学生支援機構奨学金（第一種、第二種）
交通遺児育英会奨学金
あしなが奨学金